

2019年2月1日
株式会社カネカ
IR・広報部

カネカ生分解性ポリマー 欧州委員会 食品接触材規則に掲載

株式会社カネカ（本社：東京都港区、社長：角倉 護）の生分解性ポリマー(商品名：カネカ生分解性ポリマー-PHBH[®] 以下 PHBH)が、欧州委員会*1「欧州食品接触材料及び製品に関する規則」のポジティブリスト*2にドライフード*3用途として掲載され、2月8日より施行となります。これにより、欧州連合全域で PHBH がドライフード用途に使用できます。今後、スーパーマーケットのフルーツ・ベジタブル袋に加え、シリアル、生パスタなどのドライフード包装材用途での拡販に注力します。

さらに、当社は、すべての食品に対する認可プロセスを進めており、1月25日に欧州食品安全機関（EFSA*4）での安全評価が完了し、ポジティブなレポートが公表されました。今後、欧州委員会の保健衛生・食品安全総局*5の審査、欧州議会*6と EU 理事会*7の立法手続きを経て、本年秋にも欧州連合全域で使用可能となる見通しです。ストローやコップ、カトラリー*8など全食品接触用途での適用拡大を目指します。

*1：欧州連合の政策執行機関で、法案の提出や決定事項の実施など、欧州連合の運営を担う。

*2：欧州食品接触材料及び製品に関する規則(EU)No.10/2011のAnnex 1に掲載された、食品接触材料として使用することが許された化合物を列挙した表。PHBHはFCM No.1059として掲載された。

*3：乾燥あるいは脱水した果物・野菜およびそれらの加工製品、シリアル、粉状およびミール状（粗びき粉）穀物、乾燥パスタおよび生パスタ、粉ミルクなどの乾燥食品のこと。

*4：European Food Safety Authority：欧州連合の専門機関のひとつで、欧州委員会とは独立した機関として設立。食品や飼料に関連するリスク評価を行い、安全性について欧州委員会などに科学的助言を行う。

*5：欧州委員会の専門機関のひとつで、保健・環境・新興リスクに関する化学的助言、法案の提出や決定事項の実施など担う。

*6：直接選挙で選出される欧州連合の立法機関であり、EU理事会とともに両院制の立法府である。

*7：EU加盟国の閣僚級代表により構成される立法機関であり、欧州連合の決定機関である。

(参考：立法手続きは、欧州委員会が欧州議会とEU理事会に法案を提出し、欧州議会の諮問、EU理事会の決定により、法案が採択される。)

*8：ナイフ、フォーク、スプーン等の総称。

以上